

# エンジェル税制 確認申請の手引き

## ～目 次～

1. エンジェル税制申請から確定申告までの流れ・・・P. 2～3
2. 満たすべき要件のパターン・・・P. 4
3. パターン別必要書類・・・P. 5～10
4. その他注意事項・・・P. 11
5. エンジェル税制 利用相談窓口・・・P. 12～13

## エンジェル税制を適用するための 手続きを整理しました。

<申請先>

管轄する各経済産業局

→12～13ページをご覧ください。



## 経済産業省 経済産業政策局新規産業室

<ご注意>

当冊子はエンジェル税制の内容を説明しているものではありません。

当冊子は認定投資事業有限責任組合・証券会社経由の手続きについては説明しておりませんのでご了承ください。

# 1.エンジェル税制申請から確定申告までの流れ

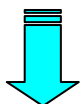
経済産業局



ベンチャー企業



投資家



税務署



**ステップ1**  
※事前確認制度  
を利用する場合

自らがエンジェル税制の対象ベンチャー企業であることを、投資を受ける前に**事前に確認**  
必要書類 5ページ

\*事前確認制度を利用しない場合はステップ2からとなります。 7ページ

**ステップ2**

個人投資家による投資を受けた後、自らがエンジェル税制の対象ベンチャー企業であることを確認  
必要書類 事前確認制度を利用した場合6ページ  
事前確認制度を利用しない場合7・8ページ

**ステップ3**

個人投資家が確定申告時に必要となる書類をベンチャー企業より交付  
必要書類 9ページ

**ステップ4**

個人投資家が確定申告  
必要書類 9・10ページ

## ～事前確認制度とは？～

投資前に、ベンチャー企業がエンジェル税制の対象か否かについて確認を受けることができる制度です。これにより、当該ベンチャー企業は個人投資家に対して、エンジェル税制適用企業であることを説明でき、PR効果も期待されます。また、事前確認が行われた場合には、経済産業省のホームページにて、会社名等を公表します。 **ステップ1**

### ☆POINT!☆

事前確認制度を利用したベンチャー企業は、その後投資が行われた際には、この投資についてエンジェル税制の適用を受けるため、改めて確認申請を行う必要があります。 **ステップ2**



### 申請から確定申告までの概要

エンジェル税制の適用に当たっては、ベンチャー企業及び個人投資家それぞれが一定の要件を満たしていることについて、ベンチャー企業が確認を受ける必要があります。なお、申請窓口は各地域の経済産業局(12・13ページ参照)です。この確認は、次の通り「事前確認制度を利用した場合」と「事前確認制度を利用しない場合」のいずれの方法でも受けることができます。

### 事前確認制度を利用する場合

投資前に、ベンチャー企業がエンジェル税制の対象企業か否かについて確認を受けることができる制度です。これにより、当該ベンチャー企業は個人投資家に対して、エンジェル税制適用企業であることを説明でき、PR効果も期待されます。また、事前確認が行われた場合には、経済産業省及び管轄する経済産業局のホームページにて、会社名等を公表します。

事前確認制度は、申請日時点においてエンジェル税制の対象企業か否かを確認するものであり、その後投資が行われた際には、この投資についてエンジェル税制の適用を受けるため、改めて確認を受ける必要があります。

投資後の確認申請により、エンジェル税制の対象企業及び対象投資と確認されると、経済産業大臣の確認書が交付されます。ベンチャー企業はこの確認書の他、確定申告時に必要となる書類を投資家へ交付し、投資家はこれらをもって確定申告を行い、税制上の優遇措置を受けることとなります。

### 事前確認制度を利用しない場合

投資が行われた後、ベンチャー企業は自社及びその投資がエンジェル税制の対象であることについて、確認を受ける必要があります。これにより対象企業と確認されると、経済産業大臣の確認書が交付されます。ベンチャー企業はこの確認書の他、確定申告時に必要となる書類を投資家へ交付し、投資家はこれらをもって確定申告を行い、税制上の優遇措置を受けることとなります。

上述の事前確認のプロセスがなくなるだけで、手続きの流れは基本的に同じですが、確認申請時に提出する書類が変わってきます。(7ページ以降をご参照ください)

続いては、実際の申請手続きや必要書類等を詳細に説明します。

\* 5ページ以降の必要書類一覧表右欄にある「帳票」とは、別冊「エンジェル税制様式集」に掲載されている帳票番号を指します。



2. 満たすべき要件のパターン(下表以外の要件についてはHP・パンフレットでご確認ください。)

優遇措置 A

(ベンチャー企業への投資額—5,000 円)

をその年の総所得金額から控除  
 ※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方

優遇措置 B

ベンチャー企業への投資額全額を、  
 その年の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし

設立経過年数 (事業年度)	技術開発型	ニュービジネス型
1年未満かつ最初の事業年度を未経過	研究者が2人以上かつ全従業員の10%以上 (ア)	開発者が2人以上かつ全従業員の10%以上 (イ)
1年未満かつ最初の事業年度を経過	研究者が2人以上かつ全従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字 1 (ウ)	開発者が2人以上かつ全従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字 2 (エ)
1年以上～2年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が売上高の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字 (オ)	売上高成長率が25%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字 (カ)

設立経過年数 (事業年度)	技術開発型	ニュービジネス型
1年未満かつ最初の事業年度を未経過	研究者が2人以上かつ全従業員の10%以上 (キ)	開発者が2人以上かつ全従業員の10%以上 (ク)
1年未満かつ最初の事業年度を経過	研究者が2人以上かつ全従業員の10%以上 1 (ケ)	開発者が2人以上かつ全従業員の10%以上 2 (コ)
1年以上～2年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が売上高の3%超 (サ)	
2年以上～5年未満		売上高成長率が25%超 (シ)
5年以上～10年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が売上高の5%超 (ス)	

- 1 設立1年未満でも最初の事業年度を経過している場合は、「ウ」は「オ」の要件、「ケ」は「サ」の要件(試験研究費要件)でも確認を受けることができます。
- 2 設立2年未満でも第2期の事業年度を経過している場合は、「エ」は「カ」の要件、「コ」は「シ」の要件(売上高成長率要件)でも確認を受けることができます。

**売却時の優遇措置** 未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算できるだけでなく、その年に通算しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算ができます。

パターン	優遇措置の種類	設立経過年数	技術開発型 OR ニュービジネス型
ア	優遇措置 A (ベンチャー企業への投資額全額 5,000 円)をその年の総所得金額から控除 ※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方	1年未満かつ最初の事業年度を未経過	技術開発型
イ		1年未満かつ最初の事業年度を未経過	ニュービジネス型
ウ		1年未満かつ最初の事業年度を経過	技術開発型
エ		1年未満かつ最初の事業年度を経過～2年未満	ニュービジネス型
オ		1年以上～3年未満	技術開発型
カ		2年以上～3年未満	ニュービジネス型
キ	優遇措置 B ベンチャー企業への投資額全額を、その年の株式譲渡益から控除 控除対象となる投資額の上限なし	1年未満かつ最初の事業年度を未経過	技術開発型
ク		1年未満かつ最初の事業年度を未経過	ニュービジネス型
ケ		1年未満かつ最初の事業年度を経過	技術開発型
コ		1年未満かつ最初の事業年度を経過～2年未満	ニュービジネス型
サ		1年以上～5年未満	技術開発型
シ		2年以上～5年未満	ニュービジネス型
ス		5年以上～10年未満	技術開発型 ニュービジネス型

◆該当するベンチャー企業のパターンをお選びください。

事前確認を行わない場合は  
7ページ以降をご覧ください。

### 3 - 1 . パターン別必要書類(事前確認手続;ステップ1)

必要書類	優遇措置A					優遇措置B					帳票	
	ア	イ	ウ	エ	オカ	キ	ク	ケ	コ	サシ		ス
確認申請書												様式第1
定款												-
登記事項証明書(原本が必要です) <small>* 過去に登記変更がある場合は、変更が反映されたもの(履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書など)をご提出ください。</small>												-
申請日が属する年度の前年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書						-	-					-
申請日が属する年度の前々年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書						-	-	-	-	-	-	-
設立後最初の事業年度から申請日が属する年度の前々々年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書						-	-	-	-	-	-	-
申請日が属する年度の前年度の確定申告書別表二	-	-				-	-					参考1
申請日における株主名簿												-
常時使用する従業員数を証する書面 (雇用保険・政府労災保険に関する書類や賃金台帳等)												例) 政府労災保険「労働保険概算・確定保険料申告書」
申請日における組織図					- -					- -	-	-
研究者・開発者の略歴、担当業務内容 (新規事業の担当者であることについてのご説明) など 事業計画書					- -					- -	-	-
* 「事業概要」「売上高見込」「経営者の略歴」は必須項目です。					- - - -							参考2
法人設立届出書					- - - -							参考3
設立の日における貸借対照表	-	-										-
設立後の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、事業報告書及びキャッシュ・フロー計算書	-	-										-
申請日が属する年度の前年度の確定申告書別表1(1)(税理士が署名したもの)	-	-										参考4
法人事業概況説明書	-	-										参考5

… については、売上高成長率を「第1期から基準事業年度までの売上高を相乗平均した伸び率」によって算出する際にのみご提出ください。

「確認申請書」「登記事項証明書」以外については原本の写しでも問題ありません。

**エンジェル税制の対象企業と確認されると、経済産業大臣の「事前確認書」を交付(様式第2)**  
(確認書の有効期限は、確認書が交付された事業年度内です。ベンチャー企業にて保管します。)

事前確認を行わない場合は  
7ページ以降をご覧ください。

### 経済産業局へ投資後の確認申請

事前確認書を交付されたベンチャー企業は、実際に個人投資家より投資を受けた後、この投資についてエンジェル税制の適用を受けるため、改めて管轄する経済産業局へ確認申請を行います。各要件が満たされた場合に、経済産業局は確認書を交付します。

#### 3 - 2. パターン別必要書類(事前確認を行った場合;ステップ2)

必要書類	確認項目	帳票
確認申請書	申請企業が特定新規中小企業者であることの確認	様式第4
経済産業局より交付された 事前確認書 *有効期限にご留意下さい		様式第2
特定新規中小企業者の要件に 該当することの宣言書	特定新規中小企業者により発行される株式を個人が払い込みにより取得したことの確認	様式第5
株式の発行を決議した ・株主総会の議事録 ・取締役会の議事録 ・取締役による決定があったことを証する書面 のいずれか		-
個人が取得した株式について の株式申込証		参考10
払込があったことを証する書面 (払込取扱銀行・信託会社による払込金額証明書、通帳の該当部分 等)		-
*投資契約書		参考11
払込日時点の株主名簿		-
☆民法組合及び投資事業有限責任組合を通じた投資の場合は、上記に加えて以下の書類が必要です。 逆に、⑥は不要となります。		
*組合契約書	個人が組合員であること	参考12
当該民法組合等が取得した株式についての株式申込証	特定新規中小企業者により発行される株式を組合が払い込みにより取得したことの確認	参考10
組合契約内容に係る誓約書	民法組合または投資事業有限責任組合に該当すること	様式第6
組合保護預り口座通帳の該当部分	ベンチャー企業への払込み前に組合員が組合に対して出資していること	-

\*投資契約書、組合契約書には一定の事由を記載する必要があります。11 ページの「その他の注意事項」をご参照ください。

「確認申請書」「経済産業局より交付された事前確認書」「特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書」「組合契約内容に係る誓約書」以外については原本の写しでも問題ありません。



エンジェル税制の対象企業と確認されると、経済産業大臣の「確認書」を交付(様式第7)  
(ベンチャー企業から個人投資家へ交付する確認書です。)

事前確認を行う場合は5ページ  
以降をご覧ください。

3 - 3 . パターン別必要書類(事前確認制度を利用しない場合;ステップ2)

必要書類	優遇措置A					優遇措置B					帳票			
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ		サ	シ	ス
確認申請書														様式第4
定款														-
登記事項証明書(原本が必要です) <small>*過去に登記変更がある場合は、変更が反映されたもの(履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書など)をご提出ください。</small>														-
払込日が属する年度の前年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書							-	-						-
払込日が属する年度の前々年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書							-	-	-	-	-	-	-	-
設立後最初の事業年度から払込日が属する年度の前々々年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書							-	-	-	-	-	-	-	-
払込日が属する年度の前年度の確定申告書別表二	-	-					-	-						参考1
払込日における株主名簿														-
常時使用する従業員数を証する書面 (雇用保険・政府労災保険に関する書類や賃金台帳等)														例) 政府労災保険「労働保険概算・確定保険料申告書」
払込日における組織図					-	-					-	-	-	-
研究者・開発者の略歴、担当業務内容 (新規事業の担当者であることについてのご説明) など					-	-					-	-	-	-
事業計画書 <small>*「事業概要」「売上高見込」「経営者の略歴」は必須項目です。</small>				-	-	-								参考2
法人設立届出書				-	-	-								参考3
設立の日における貸借対照表	-	-												-
設立後の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、事業報告書及びキャッシュ・フロー計算書	-	-												-
払込日が属する年度の前年度の確定申告書別表1(1)(税理士が署名したもの)	-	-												参考4
法人事業概況説明書	-	-												参考5

… については、売上高成長率を「第1期から基準事業年度までの売上高を相乗平均した伸び率」によって算出する際にのみご提出ください。

「確認申請書」「登記事項証明書」以外については原本の写しでも問題ありません。

事前確認制度を利用しない場合の必要書類は8ページに続きます。

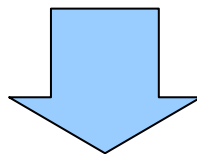
事前確認を行う場合は5ページ  
以降をご覧ください。

### 3 - 3 . パターン別必要書類(事前確認制度を利用しない場合;ステップ2)の続き

必要書類	確認項目	帳票
株式の発行を決議した ・ 株主総会の議事録 ・ 取締役会の議事録 ・ 取締役による決定があったことを証する書面 のいずれか	特定新規中小企業者により発行される株式を個人が払い込みにより取得したことの確認	-
個人が取得した株式についての株式申込証		参考10
払込があったことを証する書面 (払込取扱銀行・信託会社による払込金額証明書、通帳の写し等)		-
21 *投資契約書		参考11
☆ 民法組合及び投資事業有限責任組合を通じた投資の場合は、上記に加えて以下の書類が必要です。逆に、⑩は不要となります。		
22 *組合契約書	個人が組合員であること	参考12
23 当該民法組合等が取得した株式についての株式申込証	特定新規中小企業者により発行される株式を組合が払い込みにより取得したことの確認	参考10
24 組合契約内容に係る誓約書	民法組合または投資事業有限責任組合に該当すること	様式第6
25 組合保護預り口座通帳の該当部分	ベンチャー企業への払込み前に組合員が組合に対して出資していること	-

\*投資契約書、組合契約書には一定の事由を記載する必要があります。11ページの「その他の注意事項」をご参照ください。

「24 組合契約内容に係る誓約書」以外については原本の写しでも問題ありません。



エンジェル税制の対象企業と確認されると、経済産業大臣の「確認書」を交付(様式第7)  
(ベンチャー企業から個人投資家へ交付する確認書です)



### 確認書及び付属資料の投資家への交付

ベンチャー企業は、個人投資家が確定申告時に添付する確認書及び付属書類を交付する必要があります。

#### 3 - 4 . パターン別必要書類(ベンチャー企業から個人投資家へ交付する書類;ステップ3)

交付書類	帳票
経済産業大臣印が押印された確認書	様式第7
個人投資家が一定の株主に該当しないことを確認した書類	払込日: 平成20年5月1日以降の場合 … 参考8 - 1 平成20年4月1日から平成20年4月30日の場合 … 参考8 - 2 平成20年3月31日までの場合 … 参考8 - 3
株式異動状況明細書	参考6

個人投資家がベンチャー企業の株式を取得した場合、またはベンチャー企業が個人投資家から発行会社株式を譲渡または贈与したことの報告を受けた場合、株式異動状況明細書を作成し、個人投資家へ交付してください。



### 個人投資家による確定申告

個人投資家は、エンジェル税制の適用を受けるために、次の書類を確定申告書に添付して、個人の住所地の所轄税務署に提出することが必要です。なお、添付書類はそれぞれの優遇措置に応じて異なります。

#### 3 - 5 . パターン別必要書類(個人投資家が確定申告で使用する書類;ステップ4)

(1)	投資時点	所得控除制度(優遇措置 A)の場合
(2)	投資時点	課税繰延べ制度(優遇措置 B)の場合
(3)	売却時点	譲渡利益発生の場合 *平成12年4月1日から平成20年4月30日までに取得した株式に限り対象
(4)	売却時点	譲渡損失発生の場合
(5)	清算結了・ 破産手続開始	譲渡損失発生の場合



◆適用するエンジェル税制のパターンをお選びいただき、種類ごとの必要書類を10ページでご確認ください。

必要書類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	帳票
経済産業大臣の確認書						様式第7
一定の株主に該当しない旨の確認書						払込日： 平成20年5月1日以降の場合 … 参考8-1 平成20年4月1日から平成20年4月30日の場合 … 参考8-2 平成20年3月31日までの場合 … 参考8-3
*投資契約書の写し						参考11
株式異動状況明細書						参考6
証券会社から交付を受けた取引報告書又は発行会社から交付を受けた買付通知書	-	-	-	-	-	参考9
清算結了の登記事項証明書、破産手続開始の決定の公告等	-	-	-	-	-	-
株式等に係る譲渡所得税等の金額計算明細書	-					(税務署に有ります)
特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書			-	-	-	(税務署に有ります)
損失の金額の計算等に関する明細書	-	-	-			(税務署に有ります)
特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書		-	-	-	-	(税務署に有ります)
☆民法組合及び投資事業有限責任組合を通じた投資の場合は、上記に加えて以下の書類が必要です。						
民法組合あるいは投資事業有限責任組合の決算書						
個人投資家の持分に応じた計算書(貸借対照表がついたもの)						
投資の明細(各銘柄の取得価額、組合としての取得株数等)						

\*投資契約書には一定の事由を記載する必要があります。11ページの「その他の注意事項」をご参照ください。

個人投資家がベンチャー企業の株式を取得または譲渡または贈与した場合、ベンチャー企業に株式異動状況明細書を作成してもらい、交付してもらってください。



#### 4. その他注意事項

##### ベンチャー企業への金銭の払込による投資（投資契約・組合契約の締結）

エンジェル税制の適用を受けるためには、実際に投資が行われる際にベンチャー企業と個人投資家との間で、一定の事由について記載した投資契約を締結する必要があります。なお、民法組合及び投資事業有限責任組合を経由した投資においても、同様の投資契約及び組合契約が必要です。

投資契約及び組合契約に盛り込むべき（追加すべき）一定の事由については、様式集にあります「参考11 投資契約書追加覚書ひな型」（P. 26～31）、「参考12 組合契約書追加覚書ひな型」（P. 32～34）をご参照ください。

##### 税務署・経済産業局への報告

ベンチャー企業は株式等の状況の変化について、税務署や経済産業局への報告が必要です。

- (1) 個人投資家が発行会社株式（エンジェル税制を利用していない投資による取得株式も含まれます。）を譲渡又は贈与したことを知った場合は、その翌年1月31日までに株式異動状況通知書を作成し、所在地の所轄税務署長に提出してください。帳票は様式集にあります「参考7」をご参照ください。
- (2) 次に掲げる事実があった場合には、この事実について遅滞なく経済産業局へ報告してください。
  - (ア) 清算終了又は特別清算終了があった場合
  - (イ) 破産開始決定の手続きに入った場合
  - (ウ) 株式上場又は店頭公開した場合
  - (エ) 増資又は減資を行った場合
  - (オ) 社名変更、所在地の移動その他重要な事実があった場合



## 5 . エンジェル税制利用相談窓口

### 北海道（北海道）

- ・ 北海道経済産業局 新規事業課 TEL:011-700-2251
- ・ 〒060-0808 札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎
- ・ [http://www.hkd.meti.go.jp/hokid/support\\_station/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokid/support_station/index.htm)

### 東北（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県）

- ・ 東北経済産業局 産業支援課 TEL:022-263-1167
- ・ 〒980-9803 仙台市青葉区本町3-3-1
- ・ <http://www.tohoku.meti.go.jp/shinki/indexvenc.htm>

### 関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）

- ・ 関東経済産業局 新規事業課 TEL:048-600-0276
- ・ 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館
- ・ [http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sogyo/index\\_angel\\_1main.html](http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sogyo/index_angel_1main.html)

### 中部（愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県）

- ・ 中部経済産業局 新規事業課 TEL:052-951-2761
- ・ 〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
- ・ <http://www.chubu.meti.go.jp/venture/index.htm>

### 近畿（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

- ・ 近畿経済産業局 創業・経営支援課 TEL:06-6966-6014
- ・ 〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
- ・ <http://www.kansai.meti.go.jp/shinkizigyuu.html>

### 中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

- ・ 中国経済産業局 新事業支援室 TEL:082-224-5658
- ・ 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
- ・ <http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/new/84.html>

### 四国（香川県、徳島県、愛媛県、高知県）

- ・ 四国経済産業局 新規事業室 TEL:087-811-8521
- ・ 〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
- ・ [http://www.shikoku.meti.go.jp/1\\_sesaku/index.html#8](http://www.shikoku.meti.go.jp/1_sesaku/index.html#8)

### 九州（福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

- ・ 九州経済産業局 新規事業課 TEL:092-482-5438
- ・ 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎（本館）
- ・ [http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/shinki/angel/angel\\_top\\_20.htm](http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/shinki/angel/angel_top_20.htm)

### 沖縄（沖縄県）

- ・ 沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課 TEL:098-866-1730
- ・ 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2号館
- ・ [http://ogb.go.jp/move/siensaku/sogyosien\\_new/index.htm](http://ogb.go.jp/move/siensaku/sogyosien_new/index.htm)

### 【制度全般に関するお問い合わせ】

- ・ 経済産業省 経済産業政策局 新規産業室 TEL:03-3501-1569（直通）
- ・ 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 本館 8階
- ・ <http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/index.html>